

(3) 文化施設における鑑賞機会の充実

県立文化施設（美術館、博物館、図書館、多目的ホールなど）を文化活動の拠点とし、文化芸術の鑑賞、創造又は交流の場としての機能の充実を図るとともに、その特色を活かした文化芸術に関する教育及び普及啓発に取り組みます。また、より効率的に県立文化施設の維持・管理・運営ができるよう努めます。

<群馬県民会館>

- 優れた文化芸術の創造、交流、発信の拠点や、地域住民の身近な文化活動の場として積極的に活用され、その機能・役割を十分に発揮できるよう施設運営に取り組みます。
- 多目的ホールにおける創造活動や、アートマネジメント担当者、舞台技術者等の研修への支援、情報提供等を充実するとともに、他のホールと連携した活動を促進します。
- より多くの県民に優れた文化芸術の鑑賞機会を提供するため、群馬県民会館における公演の充実を図ります。

<県立美術館・博物館>

- 本県の文化振興の中心的な拠点として、優れた文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点のみならず、生涯学習活動、ボランティア活動や観光等の拠点として積極的に活用され、県民の文化活動の場やコミュニケーション、感性教育、地域ブランドづくりの場として、その機能・役割を十分に発揮できるよう様々な施策に取り組みます。
- 県民の目線に立った館運営を進め、民間企業との共催などメリハリのある魅力的な企画展を開催するとともに、教育普及事業の充実を図ります。
- 県立美術館・博物館の生命線ともいべき美術品等の購入に努めます。
- 県内各地域の貴重な文化資産を計画的・戦略的に保存・活用を図るため、美術館・博物館、図書館、文書館等の連携を強化します。
- 優れた美術作品、文化財等を積極的に保存・公開するため、収蔵品目録の整備を進めるとともに、デジタル画像等のアーカイブ化を促進します。

<県立図書館>

- 県民のニーズを総合的かつ幅広く把握した図書館サービスを提供するため、効率的運営に取り組むとともに、地域情報・地域文化の拠点として、群馬県関係資料の網羅的収集・保存・提供に努め、これらの貴重な郷土資料等の特色ある資料を展示及びデジタル化により紹介します。

<施設の長寿命化>

- 利用者に安心して快適な空間を提供するため、長期保全計画を作成し、施設の長寿命化を図ります。

【主な施策】

- ・ 近代美術館運営（文化振興課）
 - 美術に関する県民の知識及び教養の向上を図るとともに、県民文化の振興に寄与するため、近代美術館を運営します。
- ・ 館林美術館運営（文化振興課）
 - 美術に関する県民の知識及び教養の向上を図るとともに、県民文化の振興に寄与するため、館林美術館を運営します。
- ・ 歴史博物館運営（文化振興課）
 - 郷土の歴史に関する県民の理解を深めるとともに、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、歴史博物館を運営します。
- ・ 自然史博物館運営（文化振興課）
 - 自然の生い立ちや郷土の豊かな自然環境に関する県民の理解を深め、併せて県民の文化活動を援助し、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、自然史博物館を運営します。
- ・ 土屋文明記念文学館運営（文化振興課）
 - 文学に関する県民の理解を深めるとともに、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、土屋文明記念文学館を運営します。
- ・ 文化施設活用推進「県立5館夏休みスタンプラリー」（文化振興課）
 - 子どもたちが県立美術館・博物館へ行くきっかけを作るため、毎年夏休み期間中に、県立美術館・博物館を巡るスタンプラリーを実施します。
- ・ 美術館等調査研究費（文化振興課）
 - 県立美術館・博物館の充実を図るため、学芸員による調査研究を行います。
- ・ 県立文化施設管理（文化振興課）
 - 自然史博物館附帯ホール、県民会館について指定管理者による管理を行います。
- ・ 文化施設維持整備（文化振興課）
 - 県立美術館・博物館の展示機材、県民会館のホール照明器具等の修繕等を行います。
- ・ 図書館運営（（教）生涯学習課）
 - 読書活動の向上等を図るための資料を収集し、県民に公開するなど、県立図書館を運営します。



近代美術館



館林美術館



歴史博物館



自然史博物館



土屋文明記念文学館



県民会館



自然史博物館附帯ホール



県立図書館

<県立美術館・博物館の入館者数の推移>

館林美術館が開館した翌年に当たる平成14年度の入館者数52万4千人がピークで、以降減少傾向が続き、平成19年度には、近代美術館の臨時休館もあり、35万2千人まで減少しました。

ここ数年は、経営改善により増加傾向にあり、平成23年度には、50万5千人まで回復しました。

(4) 県民が文化活動を行う場の提供

県民に身近な文化活動の場を提供するため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を利用しやすくできるように努めます。

- 各地域の文化施設や公民館等の社会教育施設について、地域の芸術家、文化団体、住民等が円滑に利用しやすい環境の整備に努めます。
- 学校教育に支障のない限り、学校施設の学校教育以外の利用や、学校教育に利用される見込みのない教室や廃校施設の様々な用途への転用が可能となっていることを踏まえ、地域の芸術家、文化団体、住民等の講演・展示や練習の場として、また、文化芸術作品等の保存場所としての利用の促進に努めます。
- 利用されていない歴史的建造物や工場、空き店舗などを地域の文化芸術の拠点として、アトリエや練習場などに転用する取組、未利用空間を利用したコンサートや展覧会の開催を促進します。

【主な施策】

- ・ 近代美術館運営（文化振興課）
 - 県民芸術祭参加事業（県展）の発表の場を提供しています。
- ・ 館林美術館運営（文化振興課）
 - 小学生が実施する木版画展の発表の場を提供しています。
- ・ 県立文化施設管理（文化振興課）
 - ロビーコンサートなど芸術文化の発表の場を提供しています。



近代美術館のホール展示
(県民芸術祭(県展(美術展)))



館林美術館の講堂展示(木版画展)

3 文化の継承及び発展を担う人材や団体の育成

県民の文化活動が自主的に行われ、継続し、発展していくために必要な人材や団体の育成などに取り組みます。

(1) 次世代を担う子どもたちの育成

次世代を担う子どもたちに豊かな人間性及び創造性を育むことができるよう、文化芸術を体験し、創造する機会を提供します。

- 子どもたちが豊かな創造性、感性等を育むため、できるだけ幼い頃から、子どもたちが多彩な優れた芸術、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実するとともに、文化施設、文化団体等が実施する取組を促進します。
- 子どもたちに文化芸術や伝統文化を指導、助言できる人材の育成や確保する取組を促進します。
- 学校等と連携しつつ、県立美術館・博物館における教育普及活動を充実することで、子どもたちの文化芸術に対する感性や、郷土の歴史・文化に対する理解を育む取組を促進します。
- 子どもたちの豊かな感性や創造性を育むため、小中学生や幼児を対象とする移動音楽教室及び高校音楽教室を開催し、本県の優れた芸術文化に直接触れる機会を提供します。
- 県立美術館・博物館における中学生以下の観覧料を無料にします。

【主な施策】

- ・ 文化づくり支援（文化振興課）（再掲 説明は 25 頁）
- ・ はじめての文化体験事業（文化振興課）（再掲 説明は 26 頁）
- ・ 小中学校伝統芸能教室（県民芸術祭）（文化振興課）（再掲 説明は 31 頁）
- ・ 群響移動音楽教室、高校音楽教室（文化振興課）（再掲 説明は 31 頁）
- ・ 幼児移動音楽教室（文化振興課）（再掲 説明は 32 頁）
- ・ 県立美術館・博物館の中学生以下への観覧料無料（文化振興課）（再掲）



小中学校伝統芸能教室（県民芸術祭）

(2) 文化活動を担う者の育成等

文化活動を行う者の育成、文化を創造するための環境の整備、文化活動の成果を発表する機会の確保に関する支援に取り組みます。

- 多様で優れた文化芸術を継承し、発展させ、創造していくため、その担い手を育てるための環境の整備に取り組みます。
- 次代を担う新進芸術家が活動成果を発表する機会や、世界的な芸術家による指導の機会の充実等を図ります。
- 大学や専門学校、NPO法人などと連携しながら、若手クリエイターに専門的研修や作品発表の場を提供することにより、次代を担う優れた人材を育成します。

【主な施策】

- ・ 教育文化事業団運営補助（文化振興課）（再掲 説明は 26 頁）
- ・ 芸術文化団体助成（文化振興課）（再掲 説明は 26 頁）
- ・ 県立近代美術館青年ビエンナーレの開催（文化振興課）（再掲 説明は 35 頁）
- ・ ぐんま新人演奏会の開催（県民芸術祭）（文化振興課）（再掲 説明は 35 頁）
- ・ 新進演奏家支援事業「グリーンコンサート」の開催（県民芸術祭）（文化振興課）（再掲 説明は 35 頁）
- ・ メディア芸術推進事業（県民芸術祭）（文化振興課）（再掲 説明は 26 頁）



県立近代美術館青年ビエンナーレ

(3) 文化団体の育成等

文化団体が文化活動を自主的・継続的に行えるよう育成、支援に取り組みます。

- 多様で優れた文化芸術を継承し、発展させ、創造していくため、その担い手を育てるための環境の整備に取り組みます。
- 県民が文化活動に積極的に参加できる環境整備を行うとともに、県民主体の文化を創造できるよう、県民芸術祭の充実など、県民による文化活動の発表の機会を増やします。
- 本県の文化力の向上に資する新たな取組や事業を拡大する取組、幅広く多様な文化芸術を振興・普及する取組等を支援するとともに、特色ある取組の発信・発表の機会の充実を図ります。
- 県のホームページ等を通じて、文化団体に対する国、県、公益財団等の各種助成制度等の情報収集及び提供を行います。
- 文化団体の行事やイベント等に対し、後援や知事賞等の交付を通じて、活動の広がりを促進します。

【主な施策】

- ・ 文化づくり支援（文化振興課）（再掲 説明は 25 頁）
- ・ 県民芸術祭の開催（文化振興課）（再掲 説明は 26 頁）
- ・ 教育文化事業団運営補助（文化振興課）（再掲 説明は 26 頁）
- ・ 芸術文化団体助成（文化振興課）（再掲 説明は 26 頁）
- ・ 名義後援・賞状交付（文化振興課）（再掲 説明は 26 頁）

(4) 文化活動を支える活動を行う者及び団体の育成等

文化活動を支える活動を行う者や団体の育成及び確保を図るため、研修への支援や研修成果の発表の機会の確保に取り組みます。

- 地域の文化資産や文化情報に関する総合的な力を備え、ヒト・モノ・地域をつなぎ、県と連携して施策の推進に当たれる人材(文化づくりコーディネーター)の育成に取り組むとともに、人的ネットワーク化を促進します。
- 民間の非営利活動や文化ボランティア活動の促進を含め、文化団体や教育研究機関等と連携し、地域における多様な文化活動の担い手の育成を図ります。
- 文化施設や文化芸術団体のアートマネジメント担当者、舞台技術者、美術館・博物館等における学芸員・各種専門職員など、幅広い人材の養成及び確保、資質向上のための研修の充実を図ります。
- 県民の文化芸術活動を支える質の高い文化ボランティアの活動を活発にするため、情報提供、相互交流の推進など、環境の整備を図ります。
- 県民主体の文化活動の活発化を図るため、文化活動を行う県民や団体へのサポート(中間支援機能)を担うアートNPO(文化芸術と社会をつなぎ、文化芸術の社会普及を図る活動を行っている特定非営利活動法人)等の取組を支援します。また、アートNPOが活動の幅を広げられるよう、ネットワーク化を促進します。
- 子どもたちに文化芸術や伝統文化を指導、助言できる人材の育成や確保を促進します。

【主な施策】

- ・ 文化情報ポータルサイトの設置(文化振興課)(再掲 説明は24頁)
- ・ 文化づくり支援(文化振興課)(再掲 説明は25頁)

(5) 顕彰制度の充実

文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の振興に寄与した者の顕彰に努めます。

- 文化芸術の普及・振興に貢献した個人、団体を顕彰するとともに、文化における創作活動を行う者のうち特に優れた者の選奨等に努めます。

【主な施策】

- ・ 群馬県文化奨励賞、群馬県文学賞、県展山崎種二記念特別賞による顕彰
→ 芸術文化の振興・奨励を図るため、各種顕彰を実施します。



群馬県文化奨励賞表彰式